

『紀の川市債権管理条例』及び『紀の川市債権管理条例施行規則』が、令和3年4月1日に施行されたことにより、督促手数料の徴収及び督促状の発布期限が変わります。

条例・規則の施行前（～令和3年3月31日）		条例・規則の施行後（令和3年4月1日～）	
督促手数料	100円	督促手数料	施行後発送分より廃止
督促状の発布期限	納期限後、20日以内	督促状の発布期限	納期限後、30日以内



上記のとおり、令和3年4月1日以降に送付する督促状に対しては、督促手数料100円を廃止し徴収しませんが、それ以前(令和3年3月31日まで)に送付した督促状に対しては、督促手数料として100円の納付が必要です。

例 令和2年度 固定資産税第4期や国民健康保険税第9期（納期限：令和3年3月1日）については、令和3年3月19日に督促状を送付するため、督促手数料として100円の納付が必要となります。

令和2年度 国民健康保険税第10期（納期限：令和3年3月31日）については、令和3年4月30日に督促状を送付するため、督促手数料は廃止されていますので納付は不要となります。

